告

亦

福岡県告示第九十六号

平成二十二年一月二十日

成 \equiv 干 千 六 年 + 月 三 十 号 Ė

0.250

.250

0.45

0.300

0.300

.250

.250

(1)

増 刊

目

次

示 (第九十六号

告

福岡県農業災害対策資金融通措置要綱の一部を改正する告示

(団体指導課)

き地等学校の指定に関する規則の一部を改正する規則

利子補給承認分 平成21年12月18日以降

半

(震端)

経営安定資

7年以下

2.85

.250

.250

(教育庁教職員課)

福岡県農業災害対策資金融通措置要綱の 部を改正する告示を次のように定める。

福岡県知事 麻 生

渡

福岡県農業災害対策資金融通措置要綱の一部を改正する告示

福岡県農業災害対策資金融通措置要綱 (平成九年十月福岡県告示第千六百二十五号)

の — 部を次のように改正する

別表

利子補給承認分 平成21年11月20日以降 貸付決定分 平成21年11月20日以降 経営安定 特別資金 (農協) (公庫) 鴐 以下 8 年を超え10年 ∞ 年以下 年以下 1.15 0.952.95 0.300 0.250.250 0.300 0.250 250 0.45 0.45 0.55

を

;を次のように改正する。

別表第一中

き地等学校の指定に関する規則

へき地等学校の指定に関する規則の一

福岡県教育委員会規則第一号

改める。

附 則

規定は、 この告示は、 平成二十一年十二月十八日から適用する。 公布の日から施行し、 改正後の福岡県農業災害対策資金融通措置要綱の

育委員

へき地等学校の指定に関する規則 平成二十二年一月二十日 の 部を改正する規則を制定し、 ここに公布する。

福岡県教育委員会

定期発行日 毎週月水金曜日

の

(昭和四十六年福岡県教育委員会規則第十号)

部を改正する規則

福岡市博多区東公園7番7号福岡市博多区吉塚8丁目2番15号 7812 - 8577₹812-0041

福岡県 総務部行政経営企画課 (電話 092-643-3030) 株式会社西日本新聞印刷 (電話 092-611-4431)

平成21年12月18日以降 利子補給承認分 平成21年12月17日以前 平成21年11月20日以降 平成21年12月17日以前 平成21年11月20日以降 貸付決定分 特別資金 宝 経営安定資 特別資金 (公庫) (公庫) (農協) 8年を超え9年 8年を超え10年 7年以下 年以 年以 \overline{A} 0.95 0.85 0.75 2.95 1.15

以下 9年を超え10年 0.95 0.250 0.225.200

0.250 0.2250.200 0.35 0.40

に